

## Tax & Legal Services Newsletter

Vol. March 2016

### 法人所得税率の恒久的引き下げ

2016年1月1日以降に開始する事業年度から、法人所得税率を30%から20%に恒久的に引き下げるとする歳入法改正法 No. 42 が公布されました。

### 軽減個人所得税率の適用期間の延長

2013年から2015年に適用された軽減個人所得税率の適用期間を延長とする勅令 No. 600 が公布されました。現在の経済状況を鑑みて個人の租税負担を軽減する2016年の個人所得税率は以下のとおりです。

課税所得 (タイバーツ)	税率 (%)
300,000 以下	5
300,000 超 500,000 以下	10
500,000 超 750,000 以下	15
750,000 超 1,000,000 以下	20
1,000,000 超 2,000,000 以下	25
2,000,000 超 4,000,000 以下	30
4,000,000 超	35

### 相続税に関連する法令

タイ国内閣は、以下のとおり、相続税に関連する財務省布告/省令を承認しました。

財務省布告には、相続税の申告および情報の提出期限を延長することが認められる要件が、以下を含めて定められています。

- 申告期限の延長を申請する者が重傷を負っている、障害を負っている、20日を超える期間病気を患っている、または20日を超えて日常生活が困難となる病気を患っている場合、もしくは相続税の対象となる者がタイ国内にいない場合、申告期限の延長を申請することができる。
- タイ国内で自然災害（洪水、台風、火災、地震など）が発生した場合には、災害が止むまで歳入局長の裁量により申告期限が延長されることがある。

財務省省令は、相続税法上、タイ国内にある資産を以下のとおり定義しています。

- タイ国内にある不動産
- タイ国内で登録され、もしくはタイ国の法律によって設立された法人により発行された有価証券
- タイ国内の預貯金、もしくは遺言者がタイ国内で金融機関あるいは預金を預かる者から引出す権利を有する預貯金と類似するもの
- タイ国内で登録された車両

財務省省令は、相続された不動産に対して第三者が有する権利の価値の計算方法を以下のとおり定めています。

- 相続人が当該資産を使用する権利の制限と交換に救済金の支払いを受け取らない場合には、不動産の価値に、遺産を受領した日において相続人が当該相続した不動産を使用することができない年数に応じて定められた割引率を乗じて計算する。
- 相続人が救済金の支払いを受け取る場合には、救済金の額に一定の割引率を乗じて計算する。

財務省省令は、相続した資産の価値の計算方法を、以下のとおり定めています。

- タイ国外にある不動産の価値は、当該不動産が在る国の法律に基づき、所有権の移転登録目的に使用される評価額とする。当該不動産が評価額を有しない場合には、不動産鑑定士として公認された部門もしくは組織により証明された価値とする。評価額および証明された価値がない場合には、遺産を受領した日の時価を不動産の価値とみなす。
- タイ国証券取引所 (SET) に上場されていない有価証券の価値は、当該有価証券の所有権を受領した会計期間の直前期の帳簿価値とする。
- SET もしくは海外の証券取引所に上場されている法人に係る有価証券の価値は、当該有価証券の所有権を受領した会計期間の直前期の帳簿価値もしくは所有権を受領した日の証券取引所における価値のいずれか高い方とする。
- 短期国債、債券、為替手形、社債の価値は、発行価額が払戻価額より低い額の場合には発行価額、発行価額が払戻価額より低くない場合には払戻価額とする。
- 登録車両（車やオートバイ）の価値は、陸上輸送局の評価額（当該車両モデルの最高値と最安値の平均価値）とする。評価額が入手不可能な場合、当該車両の評価に関する専門機関のメンバーである者もしくはサービス提供機関によって評価された価値とする。海外で登録された車両の場合には、当該登録車両の価値は、当該車両の評価に関する専門機関のメンバーである者もしくはサービス提供機関によって評価された価値とする。
- 船舶もしくは航空機の価値は、これらの評価に関する専門機関のメンバーである者もしくはサービス提供機関によって評価された価値とする。
- 預貯金、もしくは遺言者が金融機関あるいは預金を預かる者から引出す権利を有する預貯金と類似するものの価値は、遺産を受領した日のこれらの金額に利息およびその他の利益を加算した金額とする。

### スポーツ振興費用の二重控除

勅令 No. 596 が スポーツの振興/支援のために公布され、以下のとおり、タイ国スポーツ公団、県スポーツ委員会、スポーツ協会、もしくは国立スポーツ発展基金への寄附に対して所得控除が認められます。

- 個人所得税の計算上、実際に寄附した金額の200%の所得控除を認める。ただし、教育省から承認された教育プロジェクトを支援するために支払われた寄附金を合算する場合には、合計控除金額はその他の控除を差し引いた後の課税所得金額の10%を超えないものとする。
- 法人所得税の計算上、寄附した金銭の額もしくは資産価値の200%の所得控除を認める。ただし、その他の寄附金の額と合算する場合には、合計控除金額は、タイ国歳入法 Section 65 ter (3) に規定される公的寄附、公的利益、教育およびスポーツに係る費用を控除する前の所得金額の10%を超えないものとする。

当該二重控除は、2016年1月1日から2018年12月31日までの期間に行われた寄附に適用されます。

## 不動産の購入に関する租税措置

財務省省令 No. 313 は、個人がその居住用家屋として購入した土地付き建物もしくは condominium ユニット（3百万バーツ以下の物件に限る）の価額の20%相当額を個人所得税の計算上控除するための要件を定めています。当該控除は、不動産の所有権移転登録を行った年から連続する5年間適用することができ、控除額は5年間に亘って均等でなければなりません。

- 納税者は、2015年10月13日から2016年12月31日までの間に当該居住用家屋の対価を支払い、所有権の移転登録を行わなければならない。また、過去に土地付き建物もしくは condominium ユニットの所有者記録を持ってはならない。
- 納税者は、不動産の所有権移転登録が行われた日から5年以上、当該不動産の所有者としてその名前が登録されていなければならない。ただし、納税者が死亡した場合もしくは不動産が消滅した場合を除く。

## 徴税に関する緊急勅令に対する登録のルール

タイ国歳入局は、歳入法に基づく徴税に関する緊急勅令に関する通達を公布し、税務調査の免除に適合するためには、法人もしくはパートナーシップはタイ国歳入局に登録する必要があるとしています。当該通達によると：

- 法人は、その正味課税所得金額について法人所得税の課税を受け、また過去12ヵ月からなる会計期間においてその収入金額が500百万バーツを超えていないこと。
- 登録は、オンライン申請によって行うが、歳入局による確認がなされた場合にのみ申請されたものとみなされる。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

## 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax  
Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

Legal Services  
Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

Business Tax (Japanese Services Group)  
& Indirect Tax  
Darika Soponawat  
+66 (0) 26765700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

Transfer Pricing & Business Tax  
Dr. Kancharat Thaidamri  
+66 (0) 26765700 ext 11205  
[ktthaidamri@deloitte.com](mailto:ktthaidamri@deloitte.com)

Business Tax (Business Model  
Optimization)  
Korneeka Koonachoak  
+66 (0) 2676 5700 ext 5023  
[kkoonachoak@deloitte.com](mailto:kkoonachoak@deloitte.com)

Global Employer Services  
Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

Transfer Pricing & Customs Services  
Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

Business Tax (M&A) & FSI  
Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

---

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/th/about](http://www.deloitte.com/th/about) for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500® companies.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2016 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.